様式第18〔第21条第１項関係〕

電子情報処理組織使用届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第１項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第８条第１項、第９条第１項若しくは第13条第１項の届出、第17条第２項若しくは第21条第１項の申請、同条第２項の届出、第22条第２項の申請又は第26条第１項若しくは第２項、第27条第２項、第32条第１項、第35条第１項、第２項若しくは第６項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる７桁のアラビア数字の組合せを記載すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第19〔第21条第３項関係〕

電子情報処理組織変更届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第20〔第21条第３項関係〕

電子情報処理組織使用廃止届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第３項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

１　届出者等確認コード

２　届出者等コード

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二十の次に次の一様式を加える。

様式第21（第22条関係）

光ディスク提出票

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第　条第　項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　光ディスクに記録された事項

２　光ディスクと併せて提出される書類

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載する。

３　「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。

４　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。

５　「押印」の欄には、押印することとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

６　該当事項がない欄は、省略する。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○財務省告示第七十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十二号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日

財務大臣　菅　　直人

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十九回）

二　発行の根拠法律及び条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十二年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三　用語の定義等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において